

令和 7 年度山形地方最低賃金審議会
第 4 回山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 10 時 01 分～午前 12 時 03 分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階）
- 3 出席者 委員 7 名
公益 粕谷委員、本間委員
労働者側 池田委員、小川委員、今野委員
使用者側 江袋委員、木村委員
【欠席】 公益・丸山委員、使用者側・鈴木委員
（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官
- 4 議 題
（1）山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
（2）その他
- 5 議事要旨
（1）公労、公使の個別協議を行い、各側が歩み寄ったが一致点を見出すには至らず、改正金額 1,070 円、引上げ額 58 円、引上げ率 5.73%、発効日を令和 7 年 12 月 23 日とする公益委員見解を提示したところ、各側が公益委員見解を受け入れ全会一致により、公益委員見解を部会の結論とすることを決定した。

（2）全会一致で部会結審したため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により、改正金額 1,070 円、引上げ額 58 円、引上げ率 5.73%、発効日を令和 7 年 12 月 23 日で答申を行った。